◇高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八九号）（文部科学省）

1　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二二年法律第一八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、算定基準額が三〇万四、二〇〇円以上である者とした。（第一条第二項関係）

2　法第五条第二項の政令で定める受給権者は、算定基準額が一五万四、五〇〇円未満である受給権者とし、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、次の区分に応じ、それぞれに定める額とした。

㈠　支給対象高等学校等に在学する者（㈡及び㈢に掲げる者を除く。）　第三条第一号又は第五号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の三分の七に相当する額を加えた額（第四条第一項第一号関係）

㈡　支給対象高等学校等の通信制の課程に在学する者　第三条第一号又は第五号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額（第四条第一項第二号関係）

㈢　独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校に在学する者　第三条第一号に定める額に九、六五〇円を加えた額（第四条第一項第三号関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行するものとした。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（農林水産省）

1　農地の収益性の向上及び効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農地の利用の集積に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものとして行う区画整理等を内容とする事業を国営土地改良事業として追加するとともに、当該事業に対する都道府県の負担金の額に関する規定を整備することとした。（第四九条第一項第四号の三並びに第五二条第一項第一号の二、第四項及び第五項関係）

2　特定地域基盤整備事業として行う都道府県営土地改良事業について、農業用道路の実施等を可能とすることとした。（第五〇条第一項第七号の七関係）

3　高収益作物導入促進土地改良整備計画に基づいて行う都道府県営土地改良事業について、受益地の地積の合計等に関する申請要件の変更をすることとした。（第五〇条第六項及び第五〇条の二の二第二項第五号関係）

4　棚田地域振興法に基づく指定棚田地域における国の補助率の割合の特例措置に関する規定を追加することとした。（第七八条第五項及び附則第六条関係）

5　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九一号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額について改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第九二号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第五条、第七条及び第九条～第一一条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第九三号）（厚生労働省）

1　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九四号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第九五号）（内閣府本府）

1　拠出金

㈠　子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号。以下「法」という。）第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の一三六・七とすることとした。（第二四条の二関係）

㈡　法第七〇条第二項の拠出金率は、一、〇〇〇分の三・六とすることとした。（第二七条関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（改正令附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第九六号）（厚生労働省）

1　物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和二年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

2　令和二年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　令和二年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（厚生労働省）

1　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を二九三万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、四四一万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）

2　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一四七万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）

3　大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童及び寡婦の被扶養者（以下「児童等」という。）（専修学校にあっては、専門課程を履修する児童等に限る。）に係る母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金の貸付金額の限度を就学期間中月額一〇万八、五〇〇円（自宅外通学の児童等にあっては、一四万六、〇〇〇円）に引き上げることとした。ただし、当該児童等が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「大学等修学支援法」という。）第三条に規定する大学等における修学の支援（5において「大学等修学支援」という。）を受けることができるときは、その額から当該児童等が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成一五年法律第九四号）第一七条の二第一項に規定する学資支給金の月額と大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免の年額を一二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることとした。また、専修学校に就学する児童等であって、一般課程を履修するものに係る母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金の貸付金額の限度を就学期間中月額四万九、五〇〇円に引き上げることとした。（第七条第三号、第三一条の五第三号及び第三六条第三号関係）